

契約違反とエクウィティー上の救済（その2）

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は、相前後して荒井老年の家に集合した。

今年はゴルフ界に画期的な出来事があった。言うまでもなくタイガー・ウッズの偉業達成である。7月20-23日、24才のウッズはゴルフ発祥の地セント・アンドリュースに於いて開催された第129回全英オープンで優勝し、1997年のマスターズ、1999年の全米プロ、今年の全米オープンと併せて、グランド・スラムを達成した。過去に生涯グランド・スラムを達成したプレーヤーは5人しかいない。ジーン・サラゼン、ベン・ホーガン、ゲーリー・プレーヤー、ジャック・ニクラウス（3回）それに今回のタイガー・ウッズである。そして、ウッズはメジャー優勝回数を5回に伸ばした。

しかしウッズの快進撃はそこに留まらなかった。翌8月17-20日ケンタッキー州・ルイヴィルにあるヴァルハラ・ゴルフ・コースで催された全米プロで、昨年に続き、優勝したのである。同一年間に3個のメジャー選手権者となったのは、過去には1953年に記録したベン・ホーガンしかいない。

ゴルフ歴35年を誇る荒井老年の弁舌は留まるところを知らない。話は休憩時に続けることにして、研究会が開始した。

荒井(A)「前回に続いて契約違反に対するエクウィティー上の救済(equitable remedies)を論じたいと思います。先ず簡単にお浸いをおきましょう。前回はエクウィティー上の救済の一つである特定履行(specific performance)に関して数件の判例を検討しましたが、これまでの事例に現れた考え方を纏めてください。」

馬場(B)「英米法(Anglo-American Law)では本質的補償(compensation in kind)より寧ろ損害賠償金(damages)が通常の救済です。契約義務の現実的履行強制は例外乃至異常と考えられています。特定履行はコモン・ロー上の救済(remedies at law)である損害賠償金が適切でない場合に、実質的損害を回避するため、裁判所の裁量によって認められるエクウィティー上の救済です。」

千葉(C)「裁判所の裁量と言っても、それは限定的なもので、権利としての(as a matter of right)特定履行を認める考え方もありました。」

土井(D)「原告が市場から代替的履行を入手できるか否か、そしてこれが入手可能であっても、原告に与える費用と困難の影響度はどうか問題となりましたね。一つの評価基準が「比類なき特有性」(uniqueness)でした。」

荒井「皆さん有り難う。それでは最初に、この『比類なき特有性』が必ずしも特定履行へ導く魔法の扉(magic door)でないことを示した判例を検討しましょう。今日のトップ・バッターは土井君です。」

馬場「成る程。連携が良すぎると思いました。」(笑い)

土井「広告板設置のためのビル壁面賃貸借契約に関するニュー・ヨーク州最高裁の判例です。」

千葉「ニュー・ヨーク州最高裁の呼称は他州と違ってコート・オヴ・アピールズ(Court of Appeals)でしたね。」

馬場「一審裁判所がシュプリーム・コート(Supreme Court)です。」

千葉「他州とは上下逆ですね。ニュー・ヨーク州は二審制ですか？」

荒井「シュプリーム・コートには事実審法廷(Trial Terms)と上訴部(Appellate Division)の二段階がありますから、三審制と考えて良いかも知れません。」

土井「訴外 B.M.は、1981年12月16日に契約を結び、原告の V.W.広告社に対してマンハッタン東 36 丁目に位置するビルの東側外壁を、当初契約期間 3 年、追加 7 年間の延長選択権付きで賃貸(lease)しました。V.W.広告社は広告掲示板の設置と賃貸を業としていました。従って、賃借したビル壁面に V.W.広告社が看板を掲げるのは、B.M.の了解事項です。」

千葉「そのビルの東側外壁には、何か特徴があるのですか？」

土井「ミッドタウン・トンネルからの出口傾斜路の真っ正面に在りますから、クウィーンズからマンハッタンに入る車から嫌でも目に入る壁面です。」

馬場「正確にはクウィーンズ・ミッドタウン・トンネル(Queens Midtown Tunnel)と呼びます。イースト・リヴァーの下を走る有料道です。」

荒井「ジョン・エフ・ケネディー空港でタクシーを拾い、ミッドタウンにあるホテルの名を告げると、大抵の運転手は『ブリッジ・オア・トンネル?』と聞きます。ブリッジとは、クウィーンズボロ・ブリッジ(Queensboro Bridge)のことですし、トンネルはこのクウィーンズ・ミッドタウン・トンネルを指しています。」

馬場「必ずどれかを経由しなければなりませんし、距離的にも殆ど差がありません。」

千葉「脇道に逸れるのも程々にして下さい。」

荒井「済みません。(笑い)問題のビルが交通量の多いところに位置することを言いたかったのです。」

千葉「脇道とは単なる洒落のつもりでした。」(笑い)

土井「原告は1982年の初めにイリュミネーション広告板を設置して、1982年3月1日から3年間訴外アッシュ広告社に賃貸しました。ところが、B.M.は1982年1月22日にビルを被告のS&M社に売却してしていたのです。」

千葉「原告はビル売却の事実を知らなかったのですね。」

土井「B.M.がビル売却を原告に通知したのは1982年8月初めのことです。ビルの新所有者となった被告は1982年8月19日に同年10月18日を以てビル壁面の賃貸借契約を解約(cancel)すると原告に通告しました。」

千葉「解約の根拠は？」

土井「原告とB.M.が結んだ契約には、『賃貸人(またはその承継人)は、たとえ反対の規定が前諸条項中に含まれるとしても、下記の場合、而も下記の場合に限り、60日以前の文書通告によって本賃貸借を終結・解約できる。(a) 賃貸人と無関係の第三者に対するビルの真正な売却・・・』(Notwithstanding anything contained in the foregoing provisions to the contrary, Lessor (or its successor) may terminate and cancel this lease on not less than 60 days prior written notice in the event and only in the event of: (a) a bona fide sale to a third party unrelated to Lessor.)との規定があったのです。」

土井「原告は異議を唱えつつも、壁面から広告掲示板を撤去しました。そして1982年11月に訴えを起こしました。」

千葉「どの様な趣旨の？」

土井「解約が無効であり、賃貸借契約が存続することの確認を求め、併せて特定履行と損害賠償金の支払いを請求しました。」

馬場「解約条項の解釈、つまり解約権者の範囲如何が問題となりますね。」

土井「そうです。当事者の解釈が対立しました。原告の主張によれば、契約で解約権が与えられたのは、ビルを売却しようとする所有者だけであって、新所有者は含まれないのです。」

千葉「担保や用益の負担(encumbrance)を受けないビル売却を可能とする趣旨で解約権を認めたとすれば、その解釈は筋が通っています。」

土井「対照的に被告は、真正な売買によってB.M.の承継人となったため、60日の予告で賃貸借契約を解約できると主張しました。」

千葉「契約条項の多義性ですね。曖昧な(ambiguous)条項の解釈には外部的証拠の提出が認められます。」

馬場「パロール・エヴィデンス・ルール(parol evidence rule)については以前に詳しく検討しました。」

土井「非陪審の事実審で両当事者は契約交渉に関する証言を外部的証拠として提出しました。そこで、高位裁判所(Supreme Court)の事実審法廷は、解約条項が明白で多義性の存在しないこと、または、たとえ条項が曖昧

であるとしても、外部証拠によって当事者意思が立証されたことを根拠に、真正な売却を行おうとする所有者のみが賃貸借を解約でき、売買が一度行われた後の将来的買主には任意解約権が与えられていないと判断しました。」

千葉「原告の主張する解釈を正当と認めたのですね。」

馬場「賃貸借契約が有効に存続するとすれば、次はどのような救済が原告に与えられるかの問題です。当事者が意図した広告掲示板設置の目的を考慮すれば、ビル東壁面の位置には比類なき特有性が有ると言えそうです。」

土井「ところが、事実審法廷はビル壁面のユニークさを認めながらも、コモン・ロー上の救済即ち損害賠償金が適切であると判断して、特定履行の命令を下しませんでした。それだけではありません。特定履行はその効果から考えても、被告に及ぼす不都合(harm)と原告に与える援助(assistance)に公正さが欠ける(inequitable)と裁判所は言っています。」

千葉「比類なき特有性を認めながら、損害賠償金が適切であると言うのでは整合性に問題がありませんか？」

土井「判決によれば、賃借壁面に認められる特有性の価値は原告が訴外アッシュ広告社と結んだ契約によって確定しています。」

千葉「しかし広告掲示板の賃貸期間は3年でしたね。」

荒井「着眼が鋭い。」(笑い)

土井「裁判所は、転貸契約からの逸失利益を、事実審結審までの期間に限定して、損害賠償金として支払うよう被告に命じました。そして、その後の期間に関して、訴権が害されることはない」と判決は附言しています。」

千葉「もし壁面を引き続き利用できないときは、原告は新たな訴えを提起できることが確認されたのですね。」

土井「両当事者が上訴したのですが、高位裁判所の上訴部が理由を示さずに原判決を承認したため、事件は州最高裁に移りました。」

荒井「最高裁でも問題は依然として二つあります。解約条項の多義性と特定履行の可否です。そうそう、もう一つありました。損害賠償金が妥当すると判断されたときの金額です。」

土井「第一の問題について州最高裁はこう言っています。『或る契約条項が多義的であるかどうかは法律問題である。賃貸借契約が資産の買主に解約権を与えているか、または解約権を資産の逐次的売主に限定して与えているか、合理的に判断する知性人の間でも解釈が分かれる筈である。従って、本件解約条項は多義的である。』と。」

千葉「それなら納得です。もやもやが吹っ切れました。」(笑い)

馬場「解約条項にある『またはその承継人』(or its successor)のことですね。」

土井「しかし最高裁判決は続けています。『外部的証拠により原告の条項解釈が証明されたと言う事実審法廷の選択的判断は事実問題である。その判断が上訴部で承認され、訴訟記録が備わっている以上、当裁判所が行い得る審理の範囲外にある。』」

千葉「下級審の判断に必ずしも同意できないとの意見が言外に現れています。」

荒井「それは言い過ぎでしょう。(笑い)手続き上の制約から審理しないと言うだけで、黒白の判断は何も下していないのです。」

千葉「解約権が認められない以上、被告の賃貸借契約解約の通告は明らかに契約違反を構成します。次は違反に対する救済です。原告の求める特定履行か、または被告が救済として充分であると主張する損害賠償金か、何れが妥当であるかの問題ですね。」

馬場「特定履行が妥当するかどうかは、事実審裁判所が正常に行う裁量権に基づきます。」

荒井「本件では裁量権の濫用は認められません。」

千葉「取引の種類から言っても、不動産の売買契約であれば、特定履行が容易に認められるのですが、本件では不動産上の権益が売買されたのではなく、その賃貸借ですね。」

荒井「商業または居住用途の賃貸借契約であっても、然るべき事情があれば、特定履行が容認されますが、不動産賃貸借に対する特定履行命令が当然のこととして扱われることは、他州は別にしても、ニュー・ヨーク州ではありません。」

土井「原告が特定履行を求める論拠は、事実審裁判所が、『賃借壁面は当事者が意図した特定の広告目的を勘案すると場所に関して比類なく特有である。』と認定したことです。」

千葉「荒井さんが今回の研究会冒頭に言われた『比類なき特有性(uniqeness)は必ずしも特定履行へ導く魔法の扉(magic door)でない』とは、このことですね。」

荒井「ご明察。」

千葉「しかしどの様に？」

馬場「明察とはほど遠い当て推量ですね。僥倖を狙って。」(笑い)

荒井「特有性と一言で表現しても、物質的差異(physical difference)と経済的互換可能性(economic interchangeability)を識別しなければなりません。」

千葉「物質的な特有性であれば、全ての不動産に妥当しますし、多くの消費財にも見られることです。」

馬場「伝統的に特定履行が違反に対する救済であった不動産売買契約を別にすれば、物質的差異の意味に於ける特有性は、エクウィティー上の救済

が妥当するかどうかを評価する基準となりませんね。」

千葉「全く同様のことが経済的互換可能性についても言えるのではないでしょうか？全ての財貨は何らかの水準で金銭と交換できます。」

馬場「鋭い着眼ですね。」(笑い)

土井「判決でもそこが要のようです。法と経済学の分野ですから、荒井さんのご教授を願った方が良さそうです。」

荒井「遠慮しないで、解説を続けてください。」(笑い)

千葉「そうそう。判るところまでやったら良い。」(笑い)

土井「経済理論は、消費者が或る財貨の利用を他の財貨の利用と厭わず交換する程度(degree)に着目していると判決は言い、クロンマン教授の論文を引用しています。根底にある前提は、『全ての財貨には、場合により最劣等のものとなるにせよ、何らかの代替物がある』ために、『全ての財貨は結局同一単位で計量可能な』ことです。」

千葉「しかしそのような見解を取れば、『比類なき特有性』には何の意味も無くなります。全ての財貨が、結局の処、或る価格で交換可能であるとするなら、全ての財貨に値を付けることが可能だからです。」

馬場「希少な草稿でも、経済的代替物のあることになりませぬ。或る金額以上には買手が全く付かないとすれば、その上限が価格となる筈ですから。しかし裁判所はそのような草稿の売買に対して、契約の目的が比類なく特有であるとの理由で、間違いなく特定履行を命じます。」

千葉「何処で迷路に陥ったのでしょうかね。」(笑い)

土井「この後は荒井さんの出番です。」

荒井「契約違反が特定履行で是正可能となるかどうかを決定する核心は、財貨に潜在する物的特有性ではなく、価格を評価することの不確実性(uncertainty)にあると言えます。アンソニー・クロンマン教授はこう言っています。『損害賠償金の算定に際して重要なのは、違反契約の目的に代わる代替物に関して得られる情報の量、純度、及び信頼性です。関連情報が希薄で、信頼性に欠けるなら、金銭的損害賠償の裁定は受約者の実損失を超過し、またはそれに達しない実質的危険が存在します。』」

千葉「情報の量や純度が問題であるなら、蒐集努力によって、危険を減少することもできますね。」

馬場「当然です。しかし信頼に足る情報が入手困難であるときは、その蒐集費用は膨大です。」

荒井「クロンマン教授は続けます。『逆に、代替物に関して豊富で高度に信頼し得る情報を生成する消費者行動が多量に存在するときは、受約者の損失を算定する際に生じる誤差の危険を、遙かに安価な費用で、減少し得

ます。』」

千葉「難解ですね。」

土井「報告者の苦衷が察しられるでしょう。」(笑い)

馬場「簡単に言えば、費用を掛けずに誤差の少ない実損失が算定できるなら、損害賠償金が救済として適切だと言うことです。」

千葉「しかしここで問題にしているのは特定履行です。」

荒井「裏腹の関係にあります。クロンマン教授の表現を続けますからもう少し我慢してください。(笑い)『裁判所が特定契約の目的を比類なく特有であり、また確立した市場価格が存在しないと断言するときに、裁判所の言う真の意味は、代替物に関して十分な情報を合理的費用で入手できないため、金銭的損害賠償を裁定すると受容困難な程に高度の補償不足となる危険を被害受約者に負担させる結果になることです。このように考えると、比類なき特有性の基準は経済学的論理性を持っています。』」

千葉「それが判例法に反映しているのですね。」

馬場「『法と経済』または『法の経済学的分析』の目的の一つがコモン・ロー上確立された諸々の法理の実証的根拠(positive account)を経済学の視点から探求するところにあります。」

土井「実証的根拠とは何ですか？」

馬場「既存法理の正当性を確認することです。」

荒井「『法と経済』にはもう一つ大きな目的があります。」

馬場「判例法上確立した法理の規範的根拠(normative account)を経済学的手法で確定することです。」

千葉「その規範的根拠とは？」

馬場「『法は如何にあるべきか?』を探求することです。」

千葉「思い出しました。」

土井「何をまた唐突に？」(笑い)

千葉「クロンマン教授の言う原則が本質的に契約法(第2次)リステートメントと同一の立場にあることです。」

荒井「全くその通りです。」

千葉「セクション 360(a)に、損害賠償金の妥当性に影響を及ぼす第一要因として『合理的確実性を備えた損害賠償金を証明する困難』(the difficulty of proving damages with reasonable certainty)を挙げています。」

荒井「このように、契約の目的が当事者の『意図した特定の広告目的に関して比類なく特有な場所にある』事実は、原告に特定履行請求を認める理由となりません。」

土井「これから後はまた私の担当です。」

荒井「どうぞ続けて下さい。」(笑い)

土井「最高裁は、賃借壁面の持つ特質性の価値は合理的確実性の範囲で、而も被害賃借人に対して受忍し得ない程高度の補償不足の危険を負担させることなく、確定できると事実審法廷が判断したことは正しかったと言います。」

千葉「判決には当事者双方が不満だったのですね。」

荒井「順を追って先ず原告側の言い分を聞きましょう。千葉君が先程指摘済みです。」

千葉「いきなり側面から不意の矢が飛んできた。」(笑い)

馬場「訴外アッシュ広告社との転貸契約です。」

千葉「ご助成忝ない。(笑い)アッシュ契約からの逸失利益が適切な補償であるとしても、その契約は1985年2月に終わります。ところが、壁面の賃貸借契約は1992年まで継続しますから、残りの契約期間に対する賃借壁面の価値が合理的に確定できるとは言えません。」

荒井「ご名答です。」(笑い)

土井「最高裁によると、将来に亘って損害額を見積もることはコモン・ロー上珍しいことではありません。特に本件に関して言えば、原告自身が400件以上の広告掲示板を賃貸しているのですから、他の類似契約と比較すれば、商業用広告掲示壁面の価値は容易に決定することができます。」

千葉「損害額が過度に推測的(speculative)であると言って補償請求が斥けられる事例を多く見掛けますが？」

土井「被告が当にそれを指摘しています。将来の賃借料と継続する損害額は、アッシュ契約中とその後の期間を含めて、必然的に推量的(conjectural)ですから、損害賠償額を60日間の転貸期間に限るべきだとの主張です。」

千葉「推測的と推量的では、意味に相違はないのでしょうか。60日間とは解約予告期間ですか？」

土井「ビルが第三者に売却される時は、60日以前の文書通告によって賃貸借を解約できるとの規定です。」

馬場「多数ある類似契約と比較すれば、広告掲示壁面の価値は容易に決定できるのですから、1985年から1992年までの壁面価値を推測的と主張するのにも無理がありますね。それにしても妙だ。」

千葉「何か変なことでも？」

馬場「被告がコモン・ロー上適切な救済が存在することを理由に、つまり損害賠償金が正当であると主張して、首尾良く特定履行を免れたにも拘わらず、他方に於いて、60日以後の損害額は推量的であるから原告の請求を斥けるべきであると主張するのは筋が通りません。」

千葉「確かに推量的な損害額は適切な救済とは言えませんね。」

荒井「全くその通りです。賃貸借契約の違反によって生じる損害が現実的に推量的であり、合理的確実性を以て算定できないとすれば、被告は契約上の義務を履行して、壁面を原告に提供しなければいけません。」

土井「その他に被告は契約の即時解約権を正当に行使できる不測事態(contingencies)の例を二つ指摘しています。」

千葉「被告が無関係の第三者にビルを再び売却しようとするときが一つですね。真正な売買であれば被告に解約権が与えられることは、原審では曖昧でしたが、最高裁判決で明らかにされました。第二の不測事態とは？」

土井「建物自体が賃貸され、新たな賃借人が自己目的のために広告掲示用の壁面を必要とするときです。」

千葉「契約条項にあるのですか？」

土井「判決文から見る限り、何らかの根拠があるようです。」

馬場「ビルの転売は可能性として、どの程度あるのでしょうか？」

土井「最高裁はその点を衝いています。このビルは過去 40 年間僅か 1 回しか売買されていません。それに加えて、被告が数百万ドルを支払ってビルを購入したのも、区域の大規模開発計画に関連しています。不測事態の何れをとっても、これらの背景を無視できません。空論に終始する解約では最高裁に耳を貸して貰えません。」

荒井「重要なことは、仮にそれらの偶発事態によって、不確実性が発生するとしても、疑わしきは契約違反者ではなく、原告有利に解釈すべきなのです。」

千葉「ベネフィット・オヴ・ダウト(the benefit of the doubt)ですか？」

馬場「この原則は刑事事件に限らないのですね。」

荒井「そうです。」

土井「最高裁判決は、将来を予測する必要性と、契約期間を短縮させかねない偶発自体の何れも、損害賠償金から被告による賃貸借契約破棄に対する救済としての正当性を剥奪する理由にならなると結論付けています。」

千葉「損害賠償金が適切だとの判断の他にも、事実審法廷は特定履行を否定する根拠として、被告に及ぼす不都合と原告に与える援助を考慮すると、その効果に均衡がなく、不公正だ(inequitable)と言っていましたね。」

荒井「大切なことを忘れずに居てくれました。(笑い)エクウィティー上の救済が不公平をもたらしてはならず、従って特定履行が過度の苦難となつてはならないことは確立した原則です。」

馬場「高位裁判所が持つ絶対的裁量権の範囲外ですね。」

土井「ここでは裁量権の濫用はなかったと最高裁は言っています。」

千葉「それでは原審判決を全て承認したのですか？」

土井「いいえ。損害賠償額の算定に問題があったのです。事実審法廷が形成し

た救済は事実審結審までの期間に限られ、爾後の損害に関して裁判所は、
『被告が継続して原告から壁面利用を排除したときは、原告が訴えを再び提起することもあり得よう。』と判決文に明記するに留めています。」
馬場「裁判所が原告に損害を回収するための重複訴訟(a multiplicity of suits)を求めたことは、誤りでしょうね。原告の賃借契約全期間に対応する損害賠償金を裁定すべきでした。」
土井「最高裁はその限りに於いて上訴部判決を取消して、高位裁判所に事件を差戻しました。」
荒井「ご苦労様でした。一休みしましょう。」

荒井夫人からミルク・ティーとアップル・タルトケーキが差入れられた。ケーキはお手製のようである。

荒井老人の独演は続く。ウッズは四大大会全ての最低スコア記録保持者ともなった。マスターズの 18 アンダー、全米オープンの 12 アンダー、全英オープンの 19 アンダーに加えて、今回記録した全米プロの 18 アンダーである。

驚異的記録は未だ続く。全米プロの翌週 8 月 24-27 日、オハイオ州アクロンのファイアストーン C.C.で争われた NEC 招待世界選手権でウッズは 2 位を 11 ストローク離して圧勝した。ウッズは 21 アンダー 259 を記録し、名門ファイアストーン C.C.のコース・レコードを 10 年振りに更新した。これでウッズは、過去に行われた世界選手権 5 回の中、3 回優勝したことになる。(その後 11 月 9-12 日にスペインのパルデラマ G.C.で開かれた AMEX 招待世界選手権では最終日にスコアを落とし惜しくも 5 位に終わった。)

荒井「次に取り上げる判例 は必要量購入契約(requirement contract)に関するものです。」

土井「買主が事業に必要とする物品を必要時に必要量だけ売主が供給する契約ですね。」

馬場「買主の約束には実体無く(illusory)、その契約には強制力がない(unenforceable)との考えもありますね。」

荒井「この判例で問題となっているのは、買主だけに解約権が認められているために、相互性の欠如(lack of mutuality)つまり約因(consideration)が欠けている、疑似約束(illusory promise)ではないかどうかです。」

土井「買主だけに契約を履行するかしないかの選択権が与えられるため、売主は契約に拘束されないとの考えですね。」

荒井「漠然と議論しても意味がないので、先ず事実関係を千葉君に報告して

貰いましょう。」

千葉「承知しました。原告のラクリード瓦斯会社(Laclede Gas Co.)と被告のアモコ(Amoco)は 1970 年 9 月 21 日付で文書契約を結び、ミズーリ州ジェファーソン・カウンティの複数住宅開発地域に天然瓦斯主管が導入されるまでの期間、同地域にプロパン瓦斯を供給するため、中央配給システムを構築する約束をしました。」

土井「メジャー石油会社のアモコはイギリス系メジャーの BP に吸収合併されたため、現在では BP-Amoco ですね。まもなく商号は単に BP となります。」

荒井「Amoco の名は懐かしい。シカゴに本拠があり、ミシガン湖に面した本社ビルには、私も現役の頃、商用で頻りに訪れました。」

千葉「アモコはデラウェア法人ですから、本社所在地は一応ウィルミントンでした。原告のラクリードはミズーリ法人ですから、州籍相違に基づく訴訟であるこの事件は、管轄が連邦裁判所でした。」

馬場「ミズーリ州でしたら第 8 巡回区ですね。」

千葉「契約の仕組みは次のようなものです。個々の住宅開発が計画されると、開発業者はラクリードに中央プロパン瓦斯システムの設置を求めます。その開発地域に配給システムが適当であると判断すると、ラクリードは当該地域にプロパンを供給しようアモコに要請します。この要請は契約書に定められている追加書簡書式(supplemental form letter)によって行われます。アモコがこの要請を受け入れるときは、この追加書式に署名します。これによって、アモコにプロパン瓦斯供給義務が発生するのです。」

土井「具体的にはどのような義務ですか？」

千葉「アモコは市販用プロパン瓦斯をラクリードに供給するため必要とする貯蔵・気化設備その他諸施設を設置し、所有し、維持し、管理・運用しなければなりません。アモコの施設は契約の有効期間中に各開発地域で合理的に予測されるラクリードの必要量に相応した時期と数量のプロパン瓦斯を継続して供給できるものとされています。」

土井「ラクリード側が約束したことは？」

千葉「ラクリードは引渡し地点から後の全ての配給設備を設置し、所有し、維持し、管理・運用します。更に、ラクリードは引渡しを受けたプロパン瓦斯全量についてウッド・リヴァー地域公示価格にガロン当たり 4 セントを加算してアモコに支払います。」

馬場「問題は解約権に関する条項でしたね。」

土井「そうそう。それが重要です。」(笑い)

千葉「二つの規定があります。個々のプロパン瓦斯系統はやがては天然瓦斯

本管に換わる前提でした。」

土井「そうでしたね。」

千葉「天然瓦斯に換わる時には、ラクリードは予め 30 日前に文書でアモコに通知しなければなりません。そして天然瓦斯置換後は当該開発地域に関する限り契約は失効します。」

荒井「予告期間 30 日は短くも感じますが、天然瓦斯主管が設置される時期はアモコにも事前情報が入る筈ですから、この規定は特に問題となりそうもありませんね。」

土井「問題となるのは第二の規定です。」(笑い)

千葉「契約の有効期間は最初のプロパン瓦斯引渡しから起算して 1 年間と定められています。その後は、天然瓦斯主管が導入されて契約が失効しない限り、1 年毎に契約は自動延長されます。但し、ラクリードは文書による 30 日以前の予告によって、各契約年次末に契約を解約できます。」

馬場「理由の要らない任意の解約権ですね。ところで、アモコ側の解約権はどうなっていましたか？」

千葉「全く規定がありません。」

土井「開発地域はどの位の数になったのでしょうか？」

千葉「当初は円滑にことが運びました。追加書式によって組入れられた住宅地域は、ピーク時にはおよそ 17 地区に増えましたが、やがて天然瓦斯への転換も含め諸々の理由で減少し、事実審の時点では 8 地区になっていました。而も残ったのは全て移動住宅駐車場(mobile home park)でした。」

馬場「争いの切っ掛けは？」

千葉「1972 年から 1973 年に掛けての冬期間にプロパン瓦斯が不足したため、アモコは全顧客への供給割当てを随意に一律 80%に減量しました。ラクリードもその対象でした。ラクリードはこれに抗議し、開発地域の必要とする全量を供給するように求めました。やがて供給不足は解消しましたが、両者間には修復困難な軋轢が生じてしまいました。」

土井「オイル・ショックですね。ところで、偶発的な軋轢が端緒となった信頼関係の破壊には例が多い。友人関係や家庭内でも注意しないといけません。」

荒井「何か身に覚えでも？」(笑い)

千葉「1973 年の 4 月にアモコはプロパン瓦斯のウッド・リヴァー公示価格がガロン当たり 3 セント上がったとラクリードに通告しました。ラクリードはこの値上げに反対し、詳細な事情説明を求めました。ところが回答どころか、アモコは 5 月 14 日に突如一片の通告を行ったのです。」

土井「解約通告ですか？」

馬場「誰にでも推測できます。」(笑い)

千葉「1970年9月21日付契約を1973年5月31日付けで解約する趣旨の通告です。契約には相互性が欠けるため契約関係を終了させる権利があるとアモコは通告書の中で主張しています。」

馬場「事件の背景は良く判りました。」

千葉「ラクリードは、アモコの契約違反を主張し、違反の継続を禁止する差止め命令(mandatory injunction prohibiting the continuing breach)、またはそれに代わる損害賠償金(damages)を求めて、ミズーリ州東部地区連邦地裁に訴えを起こしました。」

土井「契約違反を禁止する差止め命令と契約の履行を命じる特定履行には、何か相違点があるのですか？」

馬場「イエス・アンド・ノウでしょう？」

土井「エッ？」

馬場「特定履行を請求する訴訟で、原告は現状(*status quo*)を維持する目的で、被告の契約違反を抑制する暫定的差止め命令(temporary injunction)または本案的差止め命令(permanent injunction)を獲得することがあります。一種の救済です。」

土井「命令を取得するうえでは、それなりの条件を充たす必要があるのでしょうかね。」

荒井「私から説明しましょう。四つの独立した要件が考えられます。そのような救済がないと原告が回復不能の損害を受けること、これが第一です。次は、本案で勝訴する蓋然性が高いことです。第三に、このような差止め命令によって第三者の利益が損なわれないことです。そして最後に、命令が公益と矛盾することなく、公益の促進に寄与することです。」

土井「これらは厳格な要件ですか？」

荒井「いいえ。柔軟に考えて良いでしょう。」(笑い)

馬場「加えて、特定履行命令が妥当する事実を原告は主張しなければなりません。」

荒井「全くです。一つ判例を紹介しましょう。カリフォルニア州南部地区連邦地裁の判決で、被告の控訴は第9巡回区連邦控訴裁判所で却下されています。連邦地裁は、統一商事法典セクション 2-716(1)を適用し、つまり商品が代品入手不可能である(goods cannot be covered or replaced)ため、カリフォルニアの州裁判所なら特定履行を認可したであろうと先ず認定しました。次いで当該事実関係を基礎に、売主に対して訴訟の対象となった商品の処分を禁じないと、買主に回復不能の損害を与えるであろうと判断しています。」

土井「『カリフォルニアの州裁判所なら・・・認可したであろう』とは回りくどい表現です。」

荒井「済みません。(笑い) 連邦地裁がカリフォルニア州法を適用する趣旨です。もう少し付け加えると、売主が引渡しを約束した商品が市場で枯渇していること、当該商品の価格が過去一年間に二倍となったこと、商品が買主の製造工程に不可欠であることなどの事実を、裁判所は強調しています。」

土井「復習になりますが、特定履行が妥当しない場合には、期待利益の損害賠償額が容易に算定できる場合がありますね。」

千葉「ラクリード事件の報告に戻って良いでしょうか？」

荒井「忘れたわけではありません。どうぞ。」(笑い)

千葉「ラクリードが恣意的解約権を持つ一方で、アモコに同様の権利が与えられていない事実、つまり相互性の欠如によって、契約が無効であるかどうかの判断次第で、全ての争点が決着すると考えたミズーリ州の連邦地裁は、先ずこの問題を肯定に解しました。」

土井「肯定とは契約無効ですね。」

千葉「拘束力ある契約の不存在を認定した地裁は、従って、ラクリードの求める特定履行認可の是非を判断しませんでした。契約不存在だけで、原告の求める救済を却下したのです。」

馬場「ところが第 8 巡回区控訴裁判所は、地裁判断を覆し、契約を有効と認めたとですね。」

千葉「そうです。」

馬場「一方の当事者に解約権があり、他方の当事者にそれが認められないとの理由だけで、双務契約が無効とされ、強制力を否定されることはありません。」

荒井「そうですね。一方当事者を拘束する個々の規定全てに対応して、他方当事者を同様に拘束する個々の規定が存在する必要性はありません。この事件で重要な問題は、ラクリードの解約権によって契約上の他の約束全てが架空のもの(illusory)と化すかどうか、言い換えると、約因の全面的不成就(complete failure of consideration)と見做されるかどうかです。」

土井「もっと判り易く。」(笑い)

荒井「ラクリードの解約権が、何時でも(at any time)、理由を問わず(for any reason)、即時に(immediately)行使できるものであれば、そのような結果になるでしょうね。」

土井「そのような事例は多いのでしょうか？」

荒井「そうでもなさそうです。サミュエル・ウィリントン(Samuel Williston)

の言葉を借りるところになります。 裁判所は恣意的解約条項 (arbitrary cancellation clauses) を好みません。従って傾向としては、解約権の行使に僅かでも制約があれば、約因要件を充たしていると考えようです。解約権の留保が、例えば、正当な理由 (for cause)、文書による通告、確定予告期間、外的事象の発生、その他客観的基準に基づく場合などがこれに当たります。」

土井「ウィリントンと来ればコービンです。」(笑い)

荒井「アーサー・コービン (Arthur L. Cobin) も同意見です。 一方当事者が既定予告期間後に解約できる権利を有していても、契約を相互性の欠如 (lack of mutuality)、または約因の欠如 (lack of consideration) を理由に無効と判断すべきではないと、コービンは言っています。」

土井「法廷地はミズーリ州です。連邦裁判所は同州法を適用しなければなりませんね。」

荒井「これは追及が厳しい。(笑い) ミズーリ州判例法によれば、解約条項によって契約が無効とされるのは、その行使に制約がない場合に限られています。」

土井「一般契約法原則と相違ないのですね？」

荒井「ハイ。そうです。」(笑い)

千葉「ここでは、ラクリードの解約権は恣意的でも無制約でもありません。第一に、初年度には解約できません。第二に、解約権を行使できるのは各契約年次末です。そして第三に、ラクリードは解約の意思を 30 日前にアモコに通知しなければなりません。」

土井「十分に一般原則の適用範囲内です。」

馬場「しかし本件ではそれ以上の問題があります。ジェファーソン・カウンティ内にある開発地域からのプロパン瓦斯需要に関して、アモコが全量の供給を明示的に約束している一方に於いて、ラクリード側の購入義務が契約上謳われていないことです。そのため契約には約因の相互性 (mutuality of consideration) が欠けているのではないかとの疑問が生じます。」

荒井「契約条項を現実的に読めば、ラクリードが必要量全量をアモコから購入するのが当事者意思だと言えるでしょうね。」

千葉「ラクリードもアモコもそれぞれに供給設備の設置・運用などの義務を負担していますから、実際問題として、ラクリードは、追加書式で合意され、供給設備の設置された開発区域で供給するプロパン瓦斯を、全量アモコから買入れなければなりません。」

馬場「そう考えると、この契約は所謂『必要量購入契約』に過ぎません。」

土井「必要量購入契約は約因の相互性の観点から無効とされる場合がありますね。」

荒井「しかし本件の場合のように、買主の購入量が合理的に予測可能であり、履行期が合理的範囲内に限定されているときには、裁判所は通例として必要量購入契約に強制力を認めています。」

千葉「そのような次第ですから（笑い）第8巡回区連邦控訴裁判所は、契約条項に約因の相互性が存在することを認め、当事者間には有効で、拘束力ある契約が結ばれていると判断しました。」

土井「そうすると、特定履行の是非が次に問題となります。地裁は未審理ですから差戻しですか？」

千葉「いいえ控訴裁判所の自判です。」

土井「契約の特定履行を命じるかどうかの決定は、事実審裁判所が妥当な裁量(sound discretion)に基づいて下すことではないでしょうか？」

馬場「裁量権と言っても実際には極めて限定されています。」

土井「何処かで聞いたようなことがある。」（笑い）

千葉「前回コルヴェット・スポーツカーの事件で馬場さんが報告されました。この事件でもその時と同じ判例が引用されています。関連するエクウィティー上の原則を充足し、而も契約が公正且つ明白であるとすれば、特定履行は当然の権利として承認されます。(specific performance goes as a matter of right.)」

土井「了解了解。（笑い）本件が特定履行を当然の権利として命じる範疇に属するなら、わざわざ地裁に差戻す必要がないこととなりますね。控訴審裁判所が全裁判記録だけで判断できます。」

千葉「被告のアモコは、特定履行命令の前提となる四つの要件が充たされていないと反論しました。第一が、契約上救済の相互性(mutuality of remedy)がないことです。」

土井「今日は相互性のオン・パレードだ。」（笑い）

千葉「次に、特定履行の救済は、常時且つ長期に亘る監視無くしては、裁判所の処理に困難が伴うことです。」

土井「被告が命令通り契約を履行しているかどうか、裁判所が管理しなければならぬことですね。」

千葉「第三が、契約の不明確(indefinite)と不確実(uncertain)です。」

土井「語法としては、前者が現在、後者が未来の問題ですか？」

荒井「なかなか鋭い観察ですね。（笑い）そうかも知れませんが、しかし断言するととなると躊躇します。」

千葉「最後が、原告にはコモン・ロー上の救済、つまり損害賠償金が妥当す

ることです。」

馬場「被告の抗弁の中で、最初の三つには実質的な根拠がなさそうですね。」

千葉「はい。両当事者が相互に特定履行請求権を持つことは、一方当事者に特定履行救済を認める前提ではありません。先例も幾つかあるようです。」

馬場「特定履行命令の執行に常時且つ長期に亘る監視が必要なとき、裁判所が請求を斥けることがあります。しかしこれも単なる裁量的決定ルールに過ぎなく、公益が関わる時はしばしば無視されます。」

土井「消費者へのプロパン瓦斯供給は公益要素が明らかですね。それに監視も煩わしいと思えない。」

馬場「次の不確実性はどうでしょう。」

土井「契約条項が明確に表現されていて、各当事者の義務や履行期の到来する条件を裁判所が相当の確実性を以て決定できるのでなければ、特定履行を命令できないでしょうね。」

千葉「被告が問題としたのは、ウッド・リヴァー公示価格と契約期間の二点です。しかし連邦控訴裁判所によれば、当事者がウッド・リヴァー公示価格にどのような意義付けをしていたかは、地裁が合理的確実性を以て、確定できた筈であるし、必要なら、裁判所が意義付けを行っても良かったのです。」

土井「契約期間については？未来永劫延々と続くのではアモコも困る。」(笑い)

千葉「証拠によれば、最後の開発地域が天然瓦斯に転換するのが、10乃至15年後です。従ってこれを基準に、特定履行にタイム・リミットを設けることは合理的です。」

土井「いよいよ第四の問題ですね。」

馬場「契約違反を唱える当事者がコモン・ロー上適切な救済を得られるのであれば、特定履行命令が下されないことは自明です。特に契約が不動産(real estate)ではなく、動産(personal property)に関わる時は特にそれが言えます。」

荒井「ミズーリ州では、他の州と同じように、動産関連であっても、正当な事情(proper circumstances)があれば、特定履行が認められます。更に、特定履行を否定するに足りる適切なコモン・ロー上の救済とは、特定履行命令に劣らず同程度に、公正目的の達成が確実、迅速、完全、且つ効率的で無ければなりません。」

千葉「判決は、前回も話題に上った1949年のボーヴィング事件判決を引用しています。」

土井「第二次世界大戦終結直後、新車の入手が困難であった時代の事件ですね。膨大な費用、手数、損失を掛けないと他所で新車が入手できず、而もそのような費用、手数、損失が事前に想定できないときは、特定履行が正当な救済であると、ミズーリ州控訴裁判所が判断しています。」

馬場「それとの比較なら、アモコにも言い分がある筈です。」

土井「なんでしょう。」

馬場「プロパン瓦斯なら開放市場(open market)で調達が可能でしょう？」

千葉「ラクリードは別個に他の供給源との契約を持っていました。」

土井「それなら尚更だ。」

荒井「ご期待外れです。」(笑い)

千葉「ラクリードが結んでいる他の2契約は、1977年3月末と1981年4月初めに期限が切れます。それ以降もプロパン瓦斯が継続して供給される保証は全くありません。」

荒井「契約の趣旨がピーク・シェイビング(peak shaving)でしたね。」

千葉「そうです。冬の極寒期には、需要が増し天然瓦斯供給が不足することがあるのです。そのようなとき、一時しのぎに不足を補うのがピーク・シェイビングです。ですから他の供給源からのプロパン瓦斯をアモコの穴埋めに使うことは多分不可能でしょう。」

馬場「一口に開放市場での調達と言っても、現実問題として考えると、現物買いや短期契約ではアモコから受ける供給の代替品にはなりませんね。」

土井「長期契約が必要ですね。」

千葉「その通りです。世界のエネルギー供給が不安定で将来の予測が付かないため、長期契約を結ぼうとする供給源が、実際には、他に存在しませんでした。その点では、多くの証言が一致していました。」

荒井「結論が出ましたね。」

千葉「現在持つ他の2契約、或いは新たな他の供給源から、仮に供給を受けることができるとしても、これをアモコが撤退した開発地域に供給するためには新たに配給設備を構築する必要があります。ラクリードは多大の費用と手数に直面するでしょう。そしてこれを事前に金銭で見積もることは不可能です。」

土井「ボーヴィング事件判決の踏襲ですね。コモン・ロー上の救済は妥当しない。」

千葉「第8巡回区連邦控訴裁判所は、このような事情の下では特定履行こそ常に妥当な救済であると判断して、原審判決を破棄し、事件をミズーリ州東部地区連邦地裁に差戻しました。」

土井「あれ？破棄自判だったのでは？」(笑い)

荒井「特定履行を命じるとの控訴審判決です。しかし具体的な命令内容となると、細目を詰めなければなりません。それは事実審裁判所の仕事でしょうね。」

千葉「私の報告を終わります。」

荒井「ご苦労様でした。今日も皆さんから活発な発言が出て、有意義な会合となりました。皆さんお疲れさまでした。」

馬場・千葉・土井（異口同音に）「有り難うございました。」

荒井夫人からビールと濡れピーナッツ出された。いつもながら組み合わせがよい。さて、ゴルフ談義に戻って、次の期待はウッズが先人の記録を更に何処まで書き換えるかである。荒井老人は記録に詳しい。メジャー大会優勝回数を見ると、ジャック・ニクラウス 18 回、ウォルター・ヘーゲン 11 回、ベン・ホーガンとゲーリー・プレーヤーが 9 回、トム・ワトソンが 8 回となっている。またウッズのツアー競技優勝は既に 23 回（2000 年 11 月 17 日現在）を数えるが、歴代名手のツアー競技優勝回数は、サム・スニード 81 回、ジャック・ニクラウス 70 回、ベン・ホーガン 63 回、アーノルド・パーマー 60 回である。

荒井夫妻飛騨旅行の土産品「アルプスの岩茸」を手一同帰途に就いた。

Van Wagner Advertising Corp. v. S & M Enterprises, 492 N.E.2d 756 (C.A.N.Y. 1986)

安藤誠二「やさしく学ぶアメリカ契約法 <第 3 回> 『契約文書の解釈とパ
ロール・エヴィデンス・ルール』」海事法研究会誌第 147 号(1998-12-1)

Gardens Nursery School v. Columbia Univ., 404 N.Y.S.2d 833 (N.Y. Civ. Ct. 1978)

Anthony T. Kronman, Specific Performance, 45 U.Chi.L. Rev. 351 (1978)

Laclede Gas Co. v. Amoco Oil Co., 522 F.2d 33 (8th Cir. 1975)

Kaiser Trading Co. v. Associated Metals & Minerals Corp., 321 F.Supp. 923 (N.D.Cal. 1970), appeal dismissed 443 F.2d 1364 (9th Cir. 1971)

Uniform Commercial Code §2-716. "Buyer's Right to Specific Performance ... (1) Specific performance may be decreed where the goods are unique or in other proper circumstances. ..." Official Comment 2. " ... uniqueness is not the sole basis of the remedy under this section for the relief may also be granted 'in other proper circumstances' and inability to cover is strong evidence of 'other proper circumstances'. ..."

Laclede Gas Co. v. Amoco Oil Co., 385 F.Supp. 1332 (E.D.Mo. 1974)
1 S. Williston, Law of Contracts § 104, at 400-401 (3rd ed. 1957)
1A A. Corbin, Conbin on Contracts § 164 at 83 (1963)
Phillips Petroleum Co. v. Rau Const. Co., 130 F.2d 499, 501 (8th Cir. 1942) cert. denied, 317 U.S. 685 (1942), (Missouri law); Boland v. Shell Oil Co., 71 F.Supp. 649, 651-652 (E.D.Mo. 1947), (Missouri law); Bevins v. Harris, 380 S.W.2d 345, 352 (Mo. 1964); National Refining Co. v. Cox, 57 S.W.2d 778, 781 (Mo. Ct. App. 1933)
Cold Blast Transp. Co. v. Kansas City Bolt & Nut Co., 114 F. 77, 81 (8th Cir. 1902); Great Eastern Oil Co. v. DeMart & Dougherty, 166 S.W.2d 490, 493 (Mo. 1942); Cantrell v. Knight, 72 S.W.2d 196, 199-200, (Mo. Ct.App. 1934); 1 S. Williston, Law of Contracts § 164A (3rd ed. 1957); 1A A. Corbin, Conbin on Contracts § 156 (1963)
Miller v. Coffeen, 280 S.W.2d 100, 102 (Mo. 1955)
Beets v. Tyler, 290 S.W.2d 76, 80 (Mo. 1956); Rice v. Griffith, 161 S.W.2d 220, 225 (Mo. 1942)
Boeving v. Vandover, 218 S.W.2d 175 (Mo. Ct. App. 1949)

(註) 初出：「海事法研究会誌」(第 158 号)「やさしく学ぶアメリカ契約法
第 13 回」2000.10.1 (社)日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved